

大和市職員の育児休業の改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和4年9月27日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第28号

大和市職員の育児休業の改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(大和市会計年度任用職員の任用及び勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 大和市会計年度任用職員の任用及び勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年大和市規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第3第13号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

(大和市一般職の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年大和市規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第4第15号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

(大和市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 大和市職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成4年大和市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第3条の見出し中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同条第1項中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

第3条第2項中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別な事情)

第3条 条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別な事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

第5条第1項中「より」の次に「、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を、「1月」の次に「(次に掲げる場合は、2週間)」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業（同号に規定する地方等育児休業をいう。以下同じ。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

第5条第2項ただし書中「非常勤職員」を「任期を定めて採用された職員」に、「第3条第8号」を「第3条第7号」に改める。

第6条を次のように改める。

（育児休業の期間の延長手続）

第6条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第9条中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に規定する育児休業（第4号については、引き続いて承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあっては、人事発令通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事発令通知書の交付に替えることができる。

第9条第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改める。

第24条を第25条とし、第13条から第23条までを1条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務の計画）

第13条 条例第11条第6号に規定する育児短時間勤務計画書は、第3号様式とする。
別表を次のように改める。

別表（第24条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	育児休業承認請求書	第5条
第2号様式	養育状況変更届	第7条
第3号様式	育児短時間勤務計画書	第13条
第4号様式	育児短時間勤務承認請求書	第15条
第5号様式	部分休業承認請求書	第21条

(大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和44年大和市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第38条第2項第4号中「育児休業の承認を受けている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である職員を除く。）」を「次に掲げる育児休業を除く育児休業の承認を受けている職員」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育休条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育休条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

第44条第2項第2号中「育児休業の承認を受けている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である職員を除く。）」を「第38条第2項第4号ア及びイに掲げる育児休業を除く育児休業の承認を受けている職員」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。